

## 鳥取県淀江産業廃棄物最終処分場安全監視顧問設置要綱

### (趣旨)

第1条 公益財団法人鳥取県環境管理事業センター（以下「センター」という。）が米子市淀江町小波地内に設置する産業廃棄物最終処分場（以下「処分場」という。）について、長期間にわたる処分場の安全性を確保するため、専門的知識を有する者から幅広く指導、助言等を得ることを目的として、鳥取県淀江産業廃棄物最終処分場安全監視顧問（以下「顧問」という。）を設置する。

### (顧問の職務)

第2条 顧問は、県の要請に応じて、次の事項について必要な指導、助言等を行う。

- (1) 処分場の建設に関すること。
- (2) 施設の維持管理に関すること。
- (3) 廃棄物の埋立管理に関すること。
- (4) 前各号のほか、処分場の運営及び管理に関すること。

### (顧問の委嘱等)

第3条 顧問は、処分場の設置、運営及び管理に精通した専門家から、知事が委嘱する。

- 2 顧問の任期は2年以内とし、再任を妨げない。
- 3 顧問は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職務を退いた後も同様とする。

### (顧問の指導、助言等)

第4条 県は、必要があると認めるときには、第2条の事項について顧問から指導、助言等を求めるときは、顧問のうちから適当と認めるものに出席を求め、顧問会議を開くことができる。

- 2 顧問会議の運営等に関して必要な事項は、別に定める。

### (庶務)

第5条 この要綱に関する庶務は、鳥取県西部総合事務所県民福祉局西部振興課において行う。

### 附 則

この要綱は、令和7年1月7日から施行する。

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。